平成30年2月

総　務　課　長
財　政　課　長
管　財　課　長
公営企業局総務課長
公有財産管理担当者　殿

一般社団法人 日本経営協会
常務理事・中部本部長　大久保　若穂

＜名古屋地区＞NOMA 行政管理講座のご案内　　[平成 30 年 6 月 21 日（木）～22 日（金）開催]

財政健全化に向けた公有地の売却・有効活用の手法を学ぶ

公有財産管理の実務と有効な活用のしかた 講座

～自立した自治体経営の基礎づくりとその推進のために～

拝啓　時下ますますご清祥のこととお喜び申しあげます。本会の事業活動には、平素より格別なご支援ご協力を賜り厚くお礼申しあげます。

現在、地方財政健全化法により各地方自治体の財政状況が注目されており、財政の健全化に向けた取り組みが活発に行われております。

今回、**特に多くの自治体で対応に困っている未利用地の売り払いなど、公有財産管理に必要な基礎的な知識（総論）の修得から、課題の多い公有財産管理の諸問題に具体的に実務としてどう対応していくか、法的根拠からその実際までを、東京都での取り組み事例をもとにわかりやすく解説**する標記講座を下記の通り開催いたします。

公務ご多忙中のおりとは存じますが、この機会に関係者多数のご参加をおすすめ申しあげます。　　敬具

記

日　時：平成３０年　６月２１日（木）13:00～17:00
　　２２日（金）10:00～16:00

会　場：NHK 名古屋放送センタービル内教室（名古屋市東区東桜 1-13-3）

講　師：(元)東京都 財務局 財産運用部
　　不動産鑑定士　　福田　重昭 氏

参加料(負担金　１名につき)

	負担金	消費税等	合 計
NOMA会員	29,000 円	2,320 円	31,320 円
一　　般	32,000 円	2,560 円	34,560 円

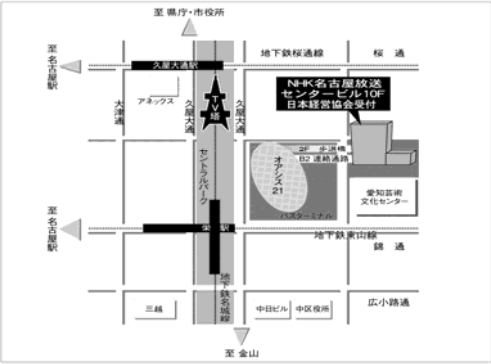

【JR・名鉄・近鉄の名古屋駅より】
地下鉄東山線(4分)栄駅より徒歩5分
地下鉄桜通線(5分)久屋大通駅より徒歩8分
【中部国際空港より】
名鉄(25分)金山駅(乗換)地下鉄名城線(7分)栄駅より徒歩5分
※地下鉄駅からは、地下街、オアシス21経由でNHKビルに直通

申込方法：裏面の申込書に必要事項をご記入の上、FAX等で下記へお申し込みください。
折り返し、「参加券」と「振込口座名を記載した請求書」を、ご派遣責任者宛にお送りします。

・電話予約も受け付けております。その他ご不明な点は下記までお問い合わせください。
・負担金は原則開催日の 3 営業日前までに銀行振込にてお納めください。経理処理等の都合で遅れる場合は事前にご連絡ください。
・ご参加申込の方のご都合が悪くなられた場合は、代理の方にご出席いただきますようお願いいたします。
・領収書は「振込金受領書」をもって代えさせていただきます。必要な場合はご連絡ください。

キャンセル：お申し込み後、キャンセルされる場合は必ず事前(3 営業日前まで)にご連絡下さい。
開催日の 3 営業日前～前日までのキャンセルは受講料の 30%、開催日当日のキャンセルは 100%をキャンセル料として申し受けます。なお、当日までに連絡なくご欠席の場合も、100%のキャンセル料となりますので、あらかじめご了承ください。

ご宿泊(ご参考)：本会では宿泊手配(予約)はいたしませんので、直接ホテルへお申込みくださいますようお願いいたします。
※ご予約の際に、日本経営協会からの紹介であることをお申し出いただきますと、宿泊料金の割引がございます
※ホテルの宿泊料・割引等は事前にフロントにお確かめください(時期によって変動がございます)

ホテル名	シングル客室料金(ご参考)	交通	ホテル電話
東京第一ホテル錦	11,000 円～13,000 円(15～20%割引有)	地下鉄栄駅より徒歩 3 分	052-955-1001
ベストウェスタンホテル名古屋	7,000 円～	地下鉄栄駅より徒歩 4 分	052-263-3411

お問合せ： 一般社団法人日本経営協会　中部本部　企画研修ｸﾞﾙｰﾌﾟ(担当：竹本・里見)
お申込先　〒461-0005　名古屋市東区東桜 1-13-3　NHK 名古屋放送ｾﾝﾀｰﾋﾞﾙ 10F
TEL (052)957-4172　FAX (052)952-7418　ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ　http://noma-chubu.jp/
※お問合せは、平日の 9:15～17:15 にお願いいたします

以上

◆講義項目◆　　※庁内実施のご相談も承っております。担当までご連絡ください

Ⅰ．総論

１．地方自治法上の財産
（1）財産とは（地方自治法　第 237 条）
（2）管理処分の原則

２．公有財産とは（地方自治法　第 238 条）
（1）公有財産の範囲
（2）公有財産の分類

３．財産管理の基本原則（地方財政法　第 8 条）

４．行政財産
（1）行政財産の管理処分（地方自治法 第 238 条の 4）
（2）例外

５．公の施設
（1）公の施設とは
（2）住民の利用の確保と差別的取扱いの禁止
（3）公の施設の管理

６．普通財産
（1）普通財産の管理及び処分
（2）不法占拠、その処理法

７．公有財産管理の諸問題
（1）法定外公共物の管理
（2）境界の確定
（3）公物の管理瑕疵と損害賠償

８．不動産産登記について
（1）嘱託登記(表示、権利)

９．土地開発公社の諸問題

Ⅱ．公有財産管理の具体的取扱い

＜事例：東京都の試みと課題＞

１．行政財産管理の実際
（1）使用許可
①公の施設の使用許可　②目的外使用許可
③使用許可の相手方　④使用料
（2）減免の取扱い
①区市町村に対する使用料の減免
②第三セクターに対する使用料の減免

２．普通財産管理の実際
（1）貸付
①普通財産の概念　②長期貸付と一時貸付
③貸付の相手方　④貸付料(基本的な算出法)
（2）権利金の取扱い
①権利金の概念（特に長期貸付の場合）
②東京都の取扱い
（3）土地売却

３．管理不適正財産の処理
（1）基本的考え方
①不適正財産とは ②どんな経緯で発生するか
③処理を阻む要因は　④処理方針
（2）処理の具体的方法
（3）財産台帳の整備

４．公有財産の有効活用−東京都の問題点をまじえて−
（1）東京都の土地評価制度
（2）土地の収益性を考慮した価格制度の導入
（3）土地信託
（4）土壌汚染の土地評価について

５．公有財産活用方針策定の問題点と今後の課題
（1）財産の管理･取得･処分･貸付と今後の課題
（2）民間活力導入
（3）市町村合併に伴う公有財産管理の問題点

６．まとめと質疑応答

日本経営協会･中部本部 竹本 行（この面をそのままFAXしてください）　FAX(052)952−7418

□日本経営協会会員　□一　般　（該当する方にレ印を付けてください）

60010393　「公有財産管理の実務と有効な活用のしかた」講座･参加申込書　H30/6.21～22

ふりがな 団体名		TEL Fax	(　　)　　− (　　)　　−	ご派遣責任者（ご連絡担当） 所属・役職名
所在地	〒			
No.	フリガナ 参加者氏名	所属・役職	担当 経験	氏名 印
			年 月	
			年 月	＜通信欄＞
			年 月	

※請求書の宛先についてご教示ください。（□団体名と同じ　□その他　　宛）

･4 名様以上でお申込の場合は、別紙等に記載しあわせてお送りいただくか、複写してご利用ください。
･参加申込書にご記入いただいた情報は、以下の目的に使用させていただきます。
①参加券や請求書の発送などの事務処理　②セミナーなど本会事業のご案内　なお②がご不要の場合は、右□をチェックしてください。　□